

コーポレート・ガバナンス報告書

2023 年 9 月 15 日

株式会社アーバンライク

代表取締役社長 吉野 悟

(コード番号 2992 TOKYO PRO Market)

問合せ先：取締役管理部長 坂本 憲洋

TEL:0968-64-3011

(URL) <https://www.urban-like.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは「理想以上の暮らしを舞台に、人々の素敵な「ドラマ」を作る」という経営理念の下、人々の生活に関するあらゆるサービスを提供する事により豊かな社会づくりに貢献することで、長期的かつ安定的に社会的責任を果たしてまいります。そのために、継続的な企業価値の最大化に向けて、企業経営の透明性と健全性を確保した企業運営に努めることが重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスの強化は経営の最も重要な課題の一つであると認識しており、積極的に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社 J o b s	90,000	41.57
吉野 悟	65,000	30.02
竹下 隆司	20,000	9.24
山瀬 倫生	9,600	4.43
川田 悟	9,600	4.43
肥銀地域企業応援投資事業有限責任組合	8,700	4.02
株式会社TVQ九州放送ネクスト	2,600	1.20
株式会社池田企画事務所	2,000	0.92
株式会社カワムラ	1,000	0.46
フォルトゥナ株式会社	1,000	0.46

支配株主名	吉野 悟
-------	------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

合同会社 Jobs は、吉野悟が議決権の過半数を所有する資産管理会社です。

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	10 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループと支配株主との取引等につきましては、事業上の必要性や条件の妥当性を審議するため、取締役会にて案件に対する原価、適正利益、市場動向等を総合的に勘案して決定することとし、少数株主の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名以内
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※ 1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
天童 淑巳														

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
天童 淑巳	—	—	株式会社ハウズドゥや住宅販売会社の経営者として不動産業や住宅建築業にかかわる豊富な経験と実績を有し、有益な意見を期待できることから、社外取締役として適任と判断し、選任しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	3名

監査役、監査法人、内部監査部門の連携状況

監査役は、年間の監査方針及び監査計画を策定するとともに、定時取締役会に常時出席し、取締役の職務執行について監査を実施し、監査役会において意思疎通及び情報交換による重要事項の共有を図っております。さらに常勤監査役は、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見具申するとともに、取締役の業務執行の適法性及び妥当性について監査を実施しております。また、監査法人及び内部監査室と三様監査ミーティングを開催し、各自が行った監査実施状況とその結果等の報告を受けるとともに、必要に応じて意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
幸田 精一郎														
古賀 光雄	公認会計士										△			
堂園 政仁	公認会計士										△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
幸田 精一郎	—	—	不動産業の経営者としての豊富な経験と実績を当社の監査体制に生かしていただくことを期待できると判断し、選任しております。
古賀 光雄	—	—	公認会計士及び経営者として豊富な経験と見識を有しており、当社事業に対して客観的な視点から有益なご意見をいただき、かつ、その監督機能を発揮していただけるものと判断し、選任しております。
堂園 政仁	—	—	公認会計士及び他社の社外監査役として、専門的な見識を有し、客観的な立場からの有益な監査を期待できると判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
その他独立役員に関する事項	
—	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプションの実施
該当項目に関する補足説明	
当社へのこれまでの貢献及び、業績や企業価値の向上への意欲を高めることを目的とし導入しております。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

2021 年 1 月 29 日開催の株主総会にて承認された範囲内で、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が 1 億円を超える者がいないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役への情報共有等のサポートは、管理部を中心に情報提供等を行っております。具体的には、取締役会の議題について十分な熟考期間を確保できるよう取締役会資料を事前配布するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社取締役会は、本書提出日時点で6名の取締役で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では法令で定められた事項のほか、経営の基本方針や業務執行を自ら審議・決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しています。

(2) 監査役会、監査役

当社は、監査役会を設置しており、本書提出日時点で3名の(社外)監査役で構成されております。監査役は、年間の監査方針及び監査計画を策定するとともに、定時取締役会に常時出席し、取締役の職務執行について監査を実施し、監査役会において意思疎通及び情報交換による重要事項の共有を図っております。さらに常勤監査役は、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見具申するとともに、取締役の業務執行の適法性及び妥当性について監査を実施しております。

(3) 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長が選任した者を内部監査従事者として配置し、2022年11月より内部監査室を設置しており、内部監査計画に基づき監査役と連携して本社及び各事業所への内部監査を実施し、代表取締役社長に内部監査の実施状況等の報告を行っております。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に対し、監査結果及び改善指示書を通達し、必要に応じ改善状況報告書を提出させることとしております。また、内部監査従事者(2022年11月より内部監査室)は監査役及び監査法人と情報交換を図るなど密接に連携しながら、内部統制機能の充実に努めております。

(4) 会計監査

当社は、監査法人やまぶきと監査契約を締結し、会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士は江口次郎氏と内海慎太郎氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に規定する取締役会設置会社かつ監査役設置会社であり、2022年1月より監査役会設置会社であります。また、各事業部門を監査する内部監査担当を配置し、2022年11月より内部監査室を設置しております。さらに、監査法人による会計監査を受ける体制でもあります。

上記の体制が、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、当社にとって最適であると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社コーポレートサイトの IR ページ内に掲載予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部を担当部署とし、関係各部署と連携を取りながら、IR 活動を実施してまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	実施しておりません。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議し、その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

I. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役および使用人は定められた社内規程に基づいて職務を執行する。

②社外取締役を含む取締役会を設置し、経営上の重要な事項の審議および決定や取締役相互の職務執行状況を監督する。

③社外監査役を含む監査役会を設置する。監査役は、監査役会で定めた「監査役監査基準」に基づき日常の業務監査および取締役会その他重要な会議への出席により、取締役の職務執行が法令および定款に違反していないかを監査する。

④取締役および使用人が遵守すべき行動指針および行動規範を定めた「コンプライアンス規程」の周知徹底を図るとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置してコンプライアンスに関する計画や施策を審議する。また、管理部は役職員に対するコンプライアンスに関する教育・研修を実施する。

⑤内部監査室は、「内部監査規程」に基づき各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況をモニタリングし、その結果を代表取締役社長に報告する。

⑥「内部通報規程」に基づき、社内の不正行為、違反行為等に関して使用人等が直接相談・通報できる内部通報窓口を設置し、法令違反行為等の早期発見・是正をはかる。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる情報は、取締役会その他重要な会議に関する議事録および稟議書等の文書（電磁的記録を含む。）として記録し、法令および「文書管理規程」「情報管理規程」に基づき、適切かつ確実に保存および管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「コンプライアンス規程」を定め、定期的にはリスク・コンプライアンス委員会を開催し、事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを未然に防止するよう努めるとともに、事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について必要な措置を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会を毎月定期的に開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要な意思決定を機動的に行う。

②取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」などの関連諸規程を定め、職務の組織的かつ効率的な運営をはかる。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が必要とした場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役の職務を補助する使用人として管理部等に所属する使用人を指名することができる。なお、当該使用人の任命、異動、評価等人事権にかかる事項の決定には監査役の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。また、当該使用人が監査役の職務を補助する際には監査役の指揮命令に従う。

6. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①代表取締役および業務執行取締役は、取締役会、経営会議等の重要な会議において随時その業務執行状況を報告する。

②監査役が個別に事業の報告を求めた場合、または業務および財産に関する調査を行う場合は、取締役および使用人はこれらに迅速に対応する。

③取締役および使用人等からの社内における不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実等を、監査役に直接相談または通報できる内部通報制度を制定・運用する。また、相談または通報したことを理由として当該使用人等に対する不利益な取扱いを行わないことを「内部通報規程」に定める。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務について生ずる費用または債務の処理については、当該監査役の職務の執行に関するものでないと認められた場合を除き、監査役の請求に従い円滑に行う。

②監査役は、代表取締役と定期的に意見を交換する機会を設定する。また、監査役、内部監査室および監査法人との情報交換会（三様監査）を定期的に開催して相互の監査情報を共有し、監査役の監査が実効的に行われることを確保する。

8. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、会社は適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、一般に公正妥当と認められる企業会計に関する法令、諸規則を遵守し、虚偽や誤解を招く会計処理は行わない。また、財務報告にかかる内部統制の体制整備と有効性の維持・向上に努める。

9. 反社会的勢力排除への取り組みに関する事項

反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求等の介入に対しては「反社会的勢力等対策規程」に基づき毅然とした態度で対処し、断固としてこれを排除する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じず、取引その他の関係を一切持ちません。

(2) 反社会勢力排除に向けた整備状況

反社会勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力等対策規程」を策定し、反社会勢力への対応ルールを整備しております。また、当社が新たな取引先と契約を締結する場合の契約書等では、取引が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

V. その他

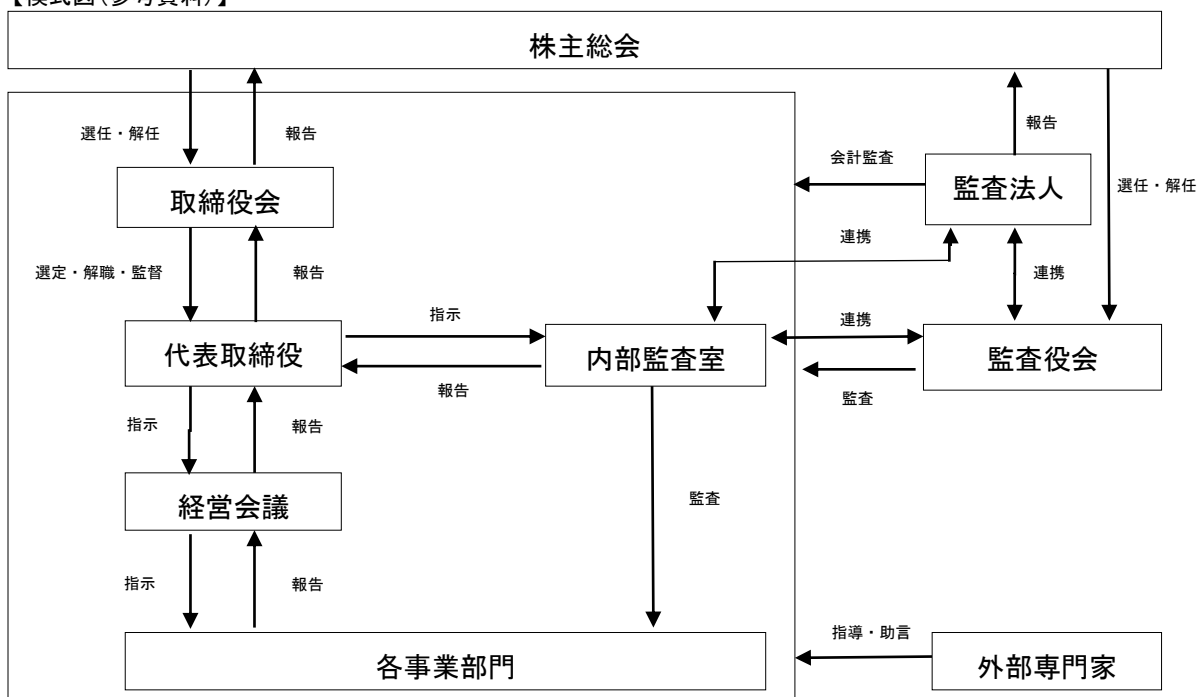
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

